

阿蘇市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

（令和6年7月1日施行）

1 目的

本要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 募集施設

市内の民間施設等

3 クーリングシェルター指定の要件

クーリングシェルターは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熊本県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民やその他の者に開放できること。（施設の開放可能時間外を除く）
- (3) 市民やその他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間が確保できること。
- (4) 開放する施設名、所在地、日時、受入れ人数を市のホームページ等で公表することに同意できること。
- (5) 当該施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスター等（市から提供したもの）が掲示できること。
- (6) 市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、その内容を履行できること。

4 応募方法

阿蘇市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書（別紙1）に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で阿蘇市住環境課へ提出してください。

5 申込開始日

令和6年7月1日（月）から

6 申込先・問合せ

住所：〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1

担当：阿蘇市住環境課 都市・環境係

電話：0967-22-3169

メール：kankyou@city.aso.lg.jp

7 協定の有効期間

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 初年度 協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日（10月第4水曜日）まで

(2) 翌年度以降 热中症警戒情報の運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

8 その他

(1) 申込書を受領後、内容の審査を行い、市が適当と認めた場合に協定書を締結し、クーリングシェルターに指定します。

(2) クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数は、市ホームページ等を通じて公表します。

(3) クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。